

しない させない 不法投棄

皆さん、「不法投棄」という言葉を知っていますか？決められたごみ処理のルールに従わず、他人の土地や道路にゴミを捨てることです。

熊本県では、年間に数十万トンものゴミが出ていて、その多くは私たちの生活から出るゴミだと言われています。

ゴミが出るのは仕方のないことですが、その処理の仕方やルールを守らなくなると町はどうなってしまうのでしょうか？

今、そのルールを守らずに捨てられるごみが後を絶ちません。

不法投棄・不法焼却とは？

不法投棄と聞くと次のような風景を思い浮かべませんか？

非常に悪質な不法投棄です。しかし、このようなケースに限らず、空き缶やタバコの吸殻など小さなゴミのポイ捨ても立派な不法投棄なのです。東南アジアの国・シンガポ

ールではポイ捨てをすると罰せられるというのはみなさんもご存知ではないでしょうか？

また、穴を掘って廃棄物を埋めるのも不法投棄にあたります。他人の土地はもちろん自分の土地であっても同様に不法投棄となります。

不法投棄と同じく、勝手に廃棄物を燃やす「不法焼却」も廃棄物処理



法で禁止されています。ただし、

①国や自治体はその施設の管理を行なうために必要な廃棄物の焼却

②「どんどや」など風俗慣習上・宗教上の行事に必要な廃棄物の焼却

③農業、林業、漁業を営むためにやむを得ず行なわれる廃棄物の焼却

④たき火など軽微なもの

これらの場合は焼却が許されますが、庭のドラム缶でゴミを燃やしたり、掘った穴に埋めて燃やしたりすると「不法焼却」にあたります。

不法投棄・不法焼却をなくすには？

廃棄物処理法のなかで、不法投棄などを防ぐために5年以下の懲役または1000万円以下(法人の場合1億円以下)の罰金という厳しい罰則が設けられています。

しかし、罰則だけでは十分な効果があるとはいえません。そこで、私達ができる対策として定期的な巡回や草刈があります。人通りが少な

い場所やゴミを隠しやすい草むらや樹木の間など、不法投棄の現場となりやすい箇所を極力減らしていきましょう。

一人一人がごみ処理のルールを守り、不法投棄や不法焼却をしないことはもちろん、させないようにすることで、清潔で住みよい和水町を守っていきましょう。

◆不法投棄・不法焼却を発見した時の連絡先◆

・有明保健所

☎0968・722・2184

・県庁廃棄物対策課

☎096・385・5300

・本庁税務住民課生活環境係

☎0968・866・5723

(ダイヤルイン)

歴史調査の楽しみ方

日平城跡 8

ひ びら じょう あと

熊本県立装飾古墳館館長

大田 幸博

(元・菊水町史編纂委員会副委員長)

先

月は、日平城の維持管理についてお話をしました。しかし、山城では定期的な草木を伐採するだけで事が足りるといふ訳には行かないのです。

〔山城の構造〕山城は、大規模な土木工事によって築かれます。この事は以前から説明をしてきました。山頂部分や尾根の高まり箇所は、造成されて平場が確保されます。建物も建設されます。尾根筋が括れる鞍部では、これを真一文字に断ち切って、堀切が設置されます。敵勢の行動を分断するためです。その際に生じた排土は、肩部に積み上げられて土塁となり、堀切の端部は、その多くが堅堀に変化します。山腹の上下には、数多くの小段が造られて、守備兵の足場となります。日平城では、井戸も掘られています。

〔日本の気象〕梅雨の季節には、山城でも草木が急速に成長して、伐採に困難を極めたであろうという事は、先月号でお話しました。しかし、この季節には、厄介な集中豪雨が発生します。さらに、夏から秋にかけて

上陸する台風は、時に大雨をもたらします。この二つの気象が、山城では実に、厄介です。

〔山城の様子〕縄張りの範囲は大方、「はげ山」の状態であったと思われる。この事も、先月、お話ししました。概して、山城は、大雨に弱い造りでした。つまり、地盤を安定させる樹木が少ないので、土砂崩れが発生しやすい状況下にあったのです。それに山の地形をいたるところで改ざんしてきますので、法面が多くの箇所になります。それらが水分を含んで、大雨の時に崩壊する危険性が大きいのです。

また、台風の時、建物自体が高所にありますから、平地よりも被害が、より甚大となります。この様な場合、城主は、どの様に対処したのでしようか。復旧工事の経費や人夫(作業員)の確保に頭を悩ませた事でしょう。それは草木の伐採よりも何倍も厄介な事であったと思われる。

〔普段の施設の手入れ〕忘れてならない事は、施設の普段の管理です。先月は草刈の話をしました。今月は、

災害対策を取り上げています。しかし、堀切や土塁などは、災害発生にかかわらず、普段の管理も必要です。堀切や空堀は、底さらいもしなければなりません。雨が降れば、小規模な土砂崩れの修復も求められます。山城は、生きているのです。城主は一旦、城を造つたら、後は何もしなくて良いという訳にはいかないのです。城主の小森田氏の苦勞が、忍ばれます。

〔城の維持管理が分かる文献資料〕

八代の旧竜北町にある高塚城に、文献資料が残っています。『八代日記』によれば、天文十六年(1547)の頃に「相良」晴広 高塚に御光儀、同八代人数城こしらへ」とあり、晴広公が高塚城へ出向き、八代から人数を送り込んで、城の定期補修がなされた事が分ります。

また、弘治三年(1557)には「高津賀(高塚)に公領人足(相良氏直轄地)にて納所候而、城こしらへは、御酒吞られ候、夫丸(百姓夫役)は一千百余人」とあって、具体的な人数の数や慰勞の酒が振舞われた事が記されています。この記事からわか

るように、高塚城は、相良氏直轄の城であったために、八代直轄領の百姓夫役として徴発された労働力が使役されたものと思われる。

続いて、永禄五年(1562)にも「高津賀城こしらへ、麓より各上候」とあり、八代から老若(年寄り)が派遣されて、本城改修の指揮が行われた事が分かります。

条件が異なりますので、日平城の維持管理が、高塚城の様になされたとは言いがたい面もありますが、参考資料としてお読み下さい。日平城の場合は、草木伐採と同様に、近くの村人が作業に従事した事も考えられます。

〔あとがき〕5月22日に、学習院大学資料館に出向きました。その際に館員の方から、次のような報告がありました。「昨年末に、大田さんから、お送り頂きました日平城の現地説明会(平成21年11月実施)の資料は、皇太子殿下にお渡しできました。殿下は、お手に取り、熱心にお読みになられました」。この話を伺って、とても嬉しく思いました。